

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 23 年度 第 8 回枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 24 年 3 月 21 日（火） 10 時 00 分から 11 時 45 分から
開 催 場 所	枚方市民会館 1 階 第 3 集会室
出 席 者	小野委員、竹下委員、谷本委員、福永委員、松葉委員、 宮本委員、宮原委員
欠 席 者	北本委員、中垣委員、田淵委員
案 件 名	・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の 監査委員、教育長の退職手当の額のあり方について ・ その他
提出された資料等の 名 称	1 枚方市特別職報酬等審議会資料 （1）地方公務員の退職手当制度について （2）本市特別職の退職手当制度の経過 （3）民間企業役員の退職金について （4）特別職等の退職手当額及び算定方（府内各市） （5）特別職等の退職手当額及び算定方法（人口類似団体） （6）各市町村の市長に支給する退職手当について（まとめ）
決 定 事 項	・ 特別職の退職手当について 主な意見のうち、①「現在の額が高すぎるという印象であること」と「民間企業は退職時に株主総会というチェック機能がある一方で、一度条例が改正されれば、あとは自動的に支給される仕組みそのものについて議論が必要であること」の二点から、どのようにバランスを取り適正額を導くか、②市長とそれ以外の職の考え方を整理し、③税による控除等も視野に入れて次回以降に継続して審議する。 ・ 今後の審議日程について 4 月 23 日（平成 24 年度第 1 回枚方市特別職報酬等審議会）の開催を決定。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	総務部 職員課

審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成 23 年度第 8 回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は 7 名の委員にご出席いただいております。過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** 本日は傍聴希望者がいらっしゃいます。第 1 回でも確認しましたように、問題なければ傍聴していただいてもよろしいでしょうか。

○**委員一同** (異議なし)

○**松葉会長** それでは審議に入りたいと思います。前回の審議会では、市長等特別職の給料額について、本審議会の答申書を提出いたしました。その件につきまして事務局から報告があるとのことですので、お願いします。

○**事務局** はい。去る 2 月 14 日付でお受けしました、本審議会の答申に基づき、市長等の給料額を答申に示された額に改定し、あわせてこれまで講じてきました 3 % の減額措置を廃止する条例案を本年第 1 回定例市議会に提案いたしました。

市議会におかれては、去る 3 月 8 日の本会議で原案のとおり可決をいただき、4 月 1 日から施行されることに決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

○**松葉会長** ご説明のとおり、本審議会の答申通りに条例案が可決され、4 月 1 日から施行されることとなりました。

前回は、大阪府下の状況について事務局から資料の説明があり、これを受けて委員の皆様からご意見をいただきました。

今回、これを踏まえ、事務局で資料を作成してもらっていますので、まずは、こちらの資料について事務局から説明を願います。

○**事務局** (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

- ・ 地方公務員の退職手当制度について
- ・ 本市特別職の退職手当制度の経過
- ・ 民間企業役員の退職金について
- ・ 特別職等の退職手当額及び算定方法 (府内各市) ①～⑥
- ・ 特別職等の退職手当額及び算定方法 (人口類似団体) ①～⑥
- ・ 各市町村の市長に支給する退職手当について (まとめ)

○**松葉会長** 資料 18 ページで質問ですが、1. 大阪府下 (31 市) でその他に位置づけられているのは、池田市とどちらの市ですか。

○**事務局** 貝塚市でございます。貝塚市は、給料月額×0.5×在職月×100 分の 60 という算定方法で支給しています。一方、池田市は資料 6 ページにもございますが、給料月額×{(在職年数×150/100)+(在職月数×40/100)} という算定方法でございます。

○**福永委員** 資料 1 ページ下の「勤続年数」と「月換算」の部分ですが、10 年勤続で自己都合退職の場合は 6.0、月換算では約 5/100 と記載あります。また、35 年勤続で定年・勸奨退職の場合は、月換算では約 14/100 と記載あります。59.28 から 14/100 を導き出す計算方法を教えていただけますか。

○**事務局** 59.28 を 35 年で割ると 1 年の支給率が出ます。更にもその数値を 12 ヶ月で割る

と、約 14/100 となります。

○**福永委員** もう一点ご質問です。4 ページの一番上に記載の市長の場合、15 年在職すると 10 年間は 150/100 で 5 年間は 165/100 の支給率です。また、2 段目の水道事業管理者の場合も、在職中に支給率が変わっています。支給率が変わるのはどうしてですか。

○**事務局** 当時の退職手当の考え方では、何年から何年までは支給率がいくらという形で決まっております、在職年数が多くなると支給率も割増で累積されるという方法がとられておりました。

○**松葉会長** 人口類似団体等の表を見ると、先ほどの資料説明と異なる順位の記載がありますが。

○**事務局** 資料 12 ページでご説明しますと、枚方市が 2 度出ていますのは、現行額では 23 位ですが、改定後額では 27 位になるということです。

改めて表のご説明をしますが、一番左に記載の「N0」は、すべて市長の退職手当額の順位で並べております。市長以外の特別職の退職手当額の順位は、真ん中の「順位」でお示ししております。

○**松葉会長** 平成 7 年に現在の条例が制定されているわけですが、資料には「これまでの特別退職手当を廃止するとともに、新たに市長等の退職手当に関する条例を制定。各支給割合は、府下で同様の方法で支給している 17 市の平均とした。」とあります。17 市を選び平均を取る手法を決めるに際して、何か特別なやり取りはあったのでしょうか。

○**事務局** 当時のやり取りの記録はございませんが、過去の特別退職手当を算定する際も大阪府の平均値をとったという経緯がございます。これに準拠した形で、他市平均で考えたということになっております。

○**竹下委員** 4 ページの上の欄ですが、平成 7 年 6 月まではこの規定で行われ、退職手当は約 9,700 万円支払われたということですか。

○**事務局** はい。15 年間で約 9,700 万円ということですか。

○**竹下委員** ということは 4 年間で換算すると約 2,400 万ということになりますね。

○**松葉会長** では中身の議論をしていきたいと思えます。

前回の答申で給料月額が少し下がったことで、退職手当額も少し下がったという状況です。まずどういう審議をしていくかをご相談したいと思えます。退職手当とは何か、退職手当をどう見るのか、また退職手当額を出す際の算定方法をどうするかなど、いくつかの論点が挙げられます。

どこから議論するかとなると、理論的には退職手当とは何かだと思えますが、絶対的な結論が出るものではありません。さらに、特別職の場合の退職手当とは何かを考えますと、より不明確なものがあります。普通の企業であれば、退職金は継続的な雇用のある労働者にとって一つの賃金、労働債権の位置づけができます。

一方で特別職の退職手当となると、勤続報償的な意味合いとしては少し違います。最近ですと情報公開を通じて市長が何年勤務することで退職手当が市税からいくら支払われるかが、市民にも分かるようになってきました。市民が退職手当額を知った上で選挙を行い、その上で当選するということは、市民の承認を得たという評価ができます。

そういったことを考えますと、通常の労働者の退職金とは少し性質が違います。それをどう見るかということを確認したうえで議論をしていきたいと思えます。

○**竹下委員** 当初より特別職の退職手当は高すぎるという印象です。退職手当の算定方法は、ほとんどの市町村が給料月額×在職月数×支給率です。一方、民間企業は、最終月額報酬×在職年数×功績倍率を採用している所が多いです。これを当てはめてみると、今後の市長の給料月額は1,023,000円ですので、例えば功績倍率を3倍とすると、最終月額報酬1,023,000円×4年×功績倍率3倍で12,276,000円となります。それを1.3倍しても約1,600万円です。一方で、今の退職手当額は2,450万です。

社長と市長では退職金の意味や位置づけが異なるので、会長がおっしゃるように金額的にも異なるのかも知れませんが、一般職員の退職手当と比較すると、一般職員が30何年勤務しても市長ほどの退職手当額はもらえません。それを4年ごとにもらうということです。例えば、4期勤めると1億近い金額となります。非常に高い印象です。これは枚方市だけが低いというわけではなく、他市もそのような算定方法ですので、市町村全体で高いという印象を受けます。

○**松葉会長** 退職手当に対して市民目線で見ると少し高いという感覚はあると思います。例えば、企業では、取締役会等で退職手当額が本当にそれでよいのかを、功績等を加味してもう一度チェックするという制度があります。一方市長は、次に選挙に出て当選するかを別にして、任期満了時に功績を加味して退職手当額をチェックすることは原則ありません。

条例で規定される基準で退職手当を支給する場合、市議会との関係ではどのような手続きがあるのですか。

○**事務局** 特にございません。

○**松葉会長** 任期4年で終わると、そのときに自動的に支給されるということですか。

○**事務局** はい。条例で規定されていますので、自動的に支給されます。

○**竹下委員** 例えば、支給率を議会で諮り、何か一定の評価を受けるといったようなことはなく、条例規定の算定方法で算定し支給するということですか。

○**事務局** はい。平成7年に条例を改正してこの支給率で承認を得たということです。

○**竹下委員** 平成7年の改正でこの支給率を採用したということですが、任期満了の都度に支給率を考えるとということはないのですか。

○**事務局** はい、そうです。

○**福永委員** 観点が違うのですが、特別職の退職手当とは何かを議論し、その上で算定方法を議論していけばいいと思います。

私が驚いたのは、例えば、市職員が定年退職1年前に退職して特別職になるような場合でも、市長同様の算定で特別職としての退職手当が出る点です。

長年市職員をやった上で特別職になるのであれば、もう特別職としての退職手当はいらぬという方を選ぶべきだと思います。

また、市長以外の特別職の方々は、元市職員の方に限らず、様々な分野の経験者を公募で採用し、人選するのであれば、市長と同様の算定の退職手当が支払われるべきではないかと思えます。

○**小野委員** 私は普通のサラリーマンですが、サラリーマンとしての感覚で言いますと、特別職の退職手当は非常に高額な印象です。ただ、普通の労働者が得るべき報酬とそれ以上に長期スパンでお仕事をされ、ご苦労されて得る報酬とでは自ずと違うのはしょう

がないと思います。

退職手当の数字については、どのくらいの金額が適当かという点はなかなか難しい議論です。また、先ほどお話がございましたように、業績に対するチェックを行い、退職手当を支給する制度については、民間企業でも使用者と被用者の双方に対して行われていることですから、検討していくことは必要かと思えます。

○**谷本委員** 私も退職手当は少々高いかなという印象を抱いております。例えば、企業のあり方を参考にするのもそうですし、例えば現在のフリーターの生涯賃金が1,800万から2,000万と言われておりますので、その金額を一度の任期でもらえてしまうこととなります。特別職の職責も考慮する必要がありますし、毎月報酬をもらい、それに加えて退職手当ももらうという制度ですので、その総額を考慮して検討していく必要があると思えました。

○**松葉会長** 前回の議論では必ずしも安くないという意見もありました。退職手当の性質を考えると、一般のサラリーマンの生涯賃金とは性質が異なります。会社で言えば取締役なのですが、取締役の退職手当も、与えられた仕事に対する対価、つまり労働対価とは性質が異なると言えます。

特別職の退職手当は何かと考えますと、まず労働の対価とは本質的に違うといえます。現行通り任期4年ごとに支給されるとして、毎月の給与と退職手当は、その人が一期勤めるごとに支払われるトータルとしての対価です。市民にとって能力のある人に市長になって欲しいし、市としてもなってもらわないと困るわけですから、そういう人が手を挙げやすい条件というのはやはり必要かと思えます。退職手当だけをみると高いという印象はよく分かりますが、高いか安いかという議論以前に、退職手当というものは必ずしも別にあるわけではなく、1期4年ごとの任期で支払われるトータルの金額の一部を成すものと考えべきだと思います。そして、このトータルの金額に見合うような職務を市長としてこなしてもらうという見方もありますので、そのバランスを考慮して議論をすることも大切と考えます。感覚的に高いから低くしましょうという単純な発想では、考えとしては十分ではないのかなという気もします。

○**宮本委員** 質問ですが、市長が48ヶ月目に不祥事でお辞めになった場合、他の特別職と同額をもらうことになるのですか。

○**事務局** 在職中の行為によって刑事罰を受けた場合は支給制限を受けます。

○**宮本委員** 現行制度の問題は、功績を反映していない点だと思います。退職手当が高すぎる低すぎるという議論について、議会が市長の功績等をチェックし、それが機能していれば、市民はチェックされた退職手当額にそれなりに納得が出来ると思います。

また、市長と市長以外の特別職の退職手当の算定が同じ規定である点はおかしいと思えます。

市長は選挙を経て就任し、市長以外の特別職の方はそうではありません。これはやはりおかしいと思えますので、その点を審議会で提案できればいいのでは良いと思えます。

○**松葉会長** 先ほどありました刑事罰について、手当支給の判断までに長期間を有することもあると思いますが、どのタイミングでどのような処罰となるのですか。

○**事務局** 刑事罰に処せられることがあると合理的に思慮できる段階において、一時差し止めをいたします。

- 竹下委員** もし支給してしまっていたら、返還請求はされるのですか。
- 事務局** 返還の規定はございます。条例で規定しているので、自動的に返還することになります。
- 松葉会長** 差し止めがあるということについて、例えば刑事罰の疑いがあるというのは誰が判断するのかということになります。それは捜査機関で一定の対象になったというのが要件になるのですか。
- 事務局** 基本的な流れとしては、逮捕があった段階で一時差し止めをしまして、起訴された段階で例えば禁固以上となった場合は支給しないとなるのですが、差し止めという途中の経過が無く、その後に刑が下されるといった場合は返還請求となります。
- 松葉会長** 功績等の判断についてですが、市議会に一定の幅のある裁量権を持たせるといった選択肢はあると思います。少し気になったのが、かつては任期満了の都度決めましようとなっていたのが、紆余曲折で今のルールになったと思うのですが、その過程でどういう議論があったのでしょうか。
- 事務局** その都度決めるという形にしたところではあるのですが、基準となる数値がありませんので、過去の誰々の例と同様にということで支給されてきたのが現状です。前回では何年勤めたのでこの率であったということ踏まえて、助役についてもこの率で、ということで今まで来たのが現状です。
- 松葉会長** 市議会が前例踏襲でずっと議決をしてきたため、あまり意味を持たなかったということですか。
- 事務局** はい。ただ、その都度議会に提案をして承認を得ていたのですが、その中でも先ほどのようなご意見が議会でもございまして、検討した結果、平成7年に現在の規定が作られました。
- 松葉会長** 全く目安がないままでということで考えるのは少し難しいと思います。何らかの目安をつくり、それとは別に市議会の判断に任せる制度にするとしても、今までの経緯を考えると市議会が前例を踏襲することも考えられます。
- 竹下委員** 一般職員にしても、老後は収入が得られないので、退職金は老後の一つの目安となります。例えば、資料にある内閣総理大臣の退職手当は524万円とありますが、これは退職で自動的に失職する自治体首長とは違い、退職後の身分が保証されているからこの金額となっています。
- 自治体の首長の場合、一期で終わられる方は少なく、次の選挙に出馬する方は多いです。その場合、退職金の使われ方は良く分かりませんが、選挙活動資金にもなり得ます。選挙資金を渡すためにわれわれの市税が使われているのかという見方もありますし、それが2期3期と続いた場合、それを身分保障が無いからという理由にするのも疑問を感じます。
- それを考えると、退職手当の意味がよく分からなくなる部分があります。
- 福永委員** 冒頭でもありましたが、やはり特別職の退職手当とは何かということをも十分煮詰めておいて、答申の際に退職金の本来のあり方についてこういう意見があったということを示すのも良いと思います。
- 松葉会長** 大事なことだと思います。議論のスタンスとして退職手当をどう見るかということをも最小限度確認しておかなければなりません。どこまで煮詰められるかは分かり

ませんが、問題指摘があるということを答申の中にある程度は触れた上で、このような議論をしましたという流れが大切だと思います。

○**宮原委員** 今ご意見ありましたことは、市民の方も考えていることだと思います。職責や勤務条件等も考慮しますが、15年以上退職手当の規定が改定されず来た訳です。市長の施政方針にも、給与と退職手当の見直しに関する記載がございますので、退職手当も見直していく時期が来ていると思います。

○**松葉会長** 今回退職手当を諮問の対象としたのは特別な意味があるのかということ、事務局に以前確認しました。見直すことについては、前回の任期が終わる前に市議会で発言されたそうです。

○**竹下委員** 見直すということは、ご自身は手当が高いとお考えであったからですか。

○**事務局** 当時、公約で何パーセントカット等を掲げた市長がたくさんいらしゃった中で、議会から、もうすぐ市長は任期が終わりますが、任期が終われば手当を全額もらわれますかというご質問がございました。その際、現在の額につきましては、特別職報酬等審議会で適正額を諮ってまいりたいという答弁がありました。

○**宮本委員** 退職手当が高いというのは良く分かるのですが、どういう基準で決めるかとなると、なかなか難しいです。

○**小野委員** そういう意味では先ほどおっしゃられたように、手当をどのような性質のものとして見ていくかということになると思います。サラリーマンの退職金は、長年企業に貢献した年数的な評価と老後資金の確保の一つの手段といった性質が強いですが、市長等の場合ですと、サラリーマンの退職金の性質とは異なり、民間企業の役員等も同様ですが、期間内に重責でご苦勞されたことへの慰勞金の要素が濃いと思います。その視点で見ていく方が分かりやすいのではないかと思います。

○**松葉会長** 性質が違うということは明らかだと思います。私個人の感覚で言いますと、先ほど申し上げたように、4年就任されることに対して市民が払うコストの中の一つであり、それは月々の給与と任期終了時に支払う退職手当のトータルであると見たほうがいいのではないかと思います。ただ、それをどういう算定方法で算出するかということは、全くの白紙の状態です。

○**竹下委員** 他の特別職の方々で考えますと、例えば、教育長になられ、その後副市長になられた場合、それぞれの年数に応じた退職手当が支給されると思います。

官僚の天下りについて、こちらの官公庁を辞めたら次はこちらの官公庁で採用というようなことが問題となりました。勤続年数5年以下の退職手当について、控除額を引いた課税対象額を2分の1にする現行制度を変更し、2分の1を廃止することが見込まれています。それは国家公務員の退職手当にも適用されます。任期が4年ごととなりますと、2分の1はされないで、課税対象額は2倍になります。すると、退職手当を渡したとしても、国に収める税額も増えることとなります。

○**松葉会長** 教えていただきたいのですが、任期4年で退職手当が2,000万くらいと仮定すると、税額はどの程度になるのですか。

○**竹下委員** 退職手当は分離課税です。任期が4年ですと、退職所得控除額は40万×4年で160万です。例えば退職手当が2,500万であれば、160万を引くと、2,340万です。従来ではそれを2分の1しますので約1,600万となり、それに税率をかけていました。

今後は2分の1を廃止しますので、2,340万に丸々課税されます。課税対象額は1,800万以上が40%ですので、2,340万の場合は半額近くが税金となります。税制改正で個人の取り分が大きく変化しますので、天下りで退職金をどんどんもらっても、手元には残らない形となると思います。

○**松葉会長** それは、勤続年数5年以下で転々と天下りをするメリットを少なくしようということですね。

○**竹下委員** そうです。例えば任期4年で2期勤めた場合は計8年ですが、その場合も4年ごとに退職手当が支払われますので、やはり今後税額は変わってきます。

ですから、この審議会で手当額を増減しても、最高税率40%というのは変わらないと思います。逆に、手当額を半額にした場合も、手取り額はそんなに変わらないのではないかと思います。そうすると、市から特別職の方にせっかく手当を払っているのに、手取り額は少なくなり、市のみならず国に納める税額も多くなるという印象です。これは枚方市にとってはどうなのかなと思います。

○**松葉会長** 竹下委員がおっしゃられるように、税金の問題を視野に入れておかないと、きちんとした議論をしたことにはならないなと思います。

今まで様々な議論が出てきたので、整理したいと思います。まず、退職金の性質をどう考えるかということ、そして、選挙を経て就任する市長とそれ以外の特別職とは性質が違うのではないかということ、最後に、税金も退職手当の支給方法と支給金額で大分異なるので、それを視野に入れた議論が必要であることです。

次に、それらの議論を踏まえてどういう方向性を出すのかということ、算定方法をどう変更するか、あるいは算定方法を変更せず支給率を変更するかということを考えていきたいです。在職月数ではなく、年数で算定する方法もありますし、他市でも様々なルールがあります。そういうことも次のステップとして議論していきたいです。方向性については、感覚的に退職手当は高いという印象ですが、議論をする中で出てくると思います。

私が気になるのは、退職手当制度に手当額のチェックシステムを入れるかどうかということです。過去にはあまりそれが機能しなかったという経緯もあるようですが、現行通りチェックシステムを入れず手当額を固定的にしてしまうかどうかも含め、議論をする必要があります。

○**事務局** もう一度資料の確認をさせていただきます。平成7年以前の議会の承認の件ですが、まず退職時に、一般職と同様の算定方法で通算年数を基に自動的に退職手当を支給します。その後、功労的な分を評価するものとして、特別退職手当を支給率も含めて議会で諮った上で支給する流れになっています。

○**松葉会長** つまり2段階で支給するということですね。

○**竹下委員** この時は4年ごとに支払う形ではなかったのですか。

○**事務局** はい。退職時に通算で支払うという形でした。

資料4 ページ中段の一般職として33年間の例の場合ですが、一般職として33年間、水道事業管理者として2年間、助役として3年間在籍していますので、退職時に一旦38年分の退職手当をお支払いしまして、その後特別退職手当として水道事業管理者分と助役分を追加で支給しています。この特別退職手当については、議会で諮っていると

いうことです。

資料4 ページ上段の市長として15年在職の例の場合も、先ほどと同様に、資料記載の退職時に、一般の退職手当を自動的に一旦支払い、特別退職手当は議会の議決を経て支払われるということになります。

○**松葉会長** 市長として15年在職の例の場合、在職15年という、ほぼ4期やるということですが、退職手当は1期で2,400万から2,500万になります。

○**事務局** 当時は退職時の給料を93万円で算定しておりますので、一律の比較は出来ませんが、現在のほうが数百万ほど低いことになります。

前回の会議でありました、現在退職手当を廃止している市についてですが、該当市に問い合わせをさせていただきました。現市長が選挙立候補時に、当選した場合は退職手当に係る条例を廃止するという公約をされたということでございます。

○**竹下委員** 退職金を支給しないということですか。

○**事務局** 条例自体を廃止しておりますので、一切支給しておりません。例えば、泉佐野市については、財政再建団体に陥る可能性がありますので、市長自ら行いました。

○**竹下委員** 条例を定めたら、手当の支給は復活するものなのですか。

○**事務局** あくまで議会の議決を経てですが、次の市長が行えばそうなります。

○**松葉会長** 次回までに、税額がいくらになるかを調べていただけますか。

○**竹下委員** 退職手当が1,800万以上は所得税率が40%と先ほど申しましたが、実際の退職手当が2,500万くらいということですから、控除額を引いても1,800万は超えるだろうと思います。例えば退職手当を高くしたとしても、所得税で徴収するのであれば、その効果は薄くなります。

○**松葉会長** 単純に手当が高いか安いという議論をする前に、その点を踏まえないといけないということですね。

○**福永委員** 資料で総理大臣の退職手当に関する記載がありましたが、総理大臣を辞職しても国会議員であり続けるということですので、国会議員の退職手当も調べていただけますか。

○**松葉会長** 事務局をお願いしたい資料がございましたら、ぜひおっしゃって下さい。

○**小野委員** 市議会議員の退職手当について、市議会では何か議論が行われていますか。

○**事務局** 市議会議員には退職手当は支給されません。理由としましては、市長等特別職は常勤であり、議員は非常勤であることが挙げられます。

○**谷本委員** 確認したいのですが、病院事業管理者や教育長、常勤の監査委員は任期が終わると、また元の職場に戻られるのでしょうか。

○**事務局** 基本的には市の一般職職員を退職して特別職となっているので、一般職職員として戻るといったことはありません。

○**松葉会長** 市長とその他の特別職は性質が違うという議論がありましたが、実際の選任は議会の承認がいますか。

○**事務局** 副市長については議会の承認が必要です。教育長は、教育委員会の委員に任命される際には議会の同意が必要となりまして、教育長の任命は教育委員会で互選となっています。事業管理者は議会の承認と同意の手続きは必要ありません。常勤の監査委員は議会の同意が必要です。

○松葉会長 市長とその他の特別職の違いが分かる資料があれば議論がしやすいと思います。選任上の手続きの違いですとか、一般職を早期退職して特別職になる場合の事例、その他の特別職を公募している事例、特別職の選任に際しての規定と実際の運用との違いが分かる資料などを出していただけたらと思います。

ご質問やご要望等が無ければ、これで平成 23 年度第 8 回特別職報酬等審議会を終了いたします。次回は 4 月 23 日に開催いたします。皆さんありがとうございました。